東京電力株式会社 取締役会長 數土 文夫 殿

原子力改革監視委員会 委員長 デール・クライン

福島第一K排水路情報公開問題に関する調査・検証報告書

当委員会は、「福島第一における排水路に関する情報公開の問題を踏まえた原子力改革監視委員会からの提言」(平成 27 年 3 月 6 日付)に基づき、情報公開分科会を設置し、本問題に関して調査・検証しましたので、その結果について別紙のとおり報告します。

以上

(別紙)

第1 当分科会設置の経緯、構成及び活動経過等

平成27年2月に発覚した福島第一原子力発電所(以下「福島第一」という。)におけるK排水路に関する情報公開の問題(以下「本問題」という。)を受け、原子力改革監視委員会は、本問題の経緯及び事実関係に関する東京電力による社内調査を検証し、また必要に応じて自ら調査を行うための組織として、同年3月6日、当職主査の下、以下の社外専門家からなる当分科会を設置した。そして、東京電力は、当分科会による調査・検証に全面的に協力するものとされた。

【弁護士】

志田 至朗 芝 昭彦 藤戸 久寿 金子 桂輔

【技術専門家】

藤田 昭(日揮株式会社)

【コミュニケーション専門家】

近藤 寛子 (アクセンチュア株式会社)

その後、当分科会は、メンバー間での協議、意見交換等を適時に経ながら、本問題に関する社内調査報告書(※)及び社内会議等の議事録、配付資料その他の社内文書の検討、関係者との面談(対象者延べ14名、面談時間約29時間)、福島第一の視察(2回)等の調査・検証に当たり、以下のとおりの結果を得た。なお、関係者との面談及び分科会メンバー間の協議、意見交換等は、面談対象者以外の東京電力役職員を同席させることなく、分科会メンバーのみで実施した。

- (※) ① 平成27年3月6日付「福島第一原子力発電所K排水路に関する経緯・調査状況報告」(福島第一廃炉推進カンパニー(以下「廃炉CP」という。))
 - ② 平成27年3月13日付「調査報告書」(品質・安全監査部)

第2 当分科会の調査・検証の結果

1 はじめに

本件は、福島第一における排水路排水について、測定データ(以下「本件データ」という。)を取得していながらこれを公表していなかったという事案である。

かつて、東京電力は、原子力発電所での測定データについては、原則と

して事故・トラブルの発生時や異常値が測定された際に公表するとの姿勢を取っていた。しかし、平成25年に発生したトリチウム港湾内流出問題を受け、東京電力は、従前の福島第一における情報公開に関する姿勢を抜本的に見直し、測定データについては測定の計画段階から公表するとともに、測定結果も速やかに公表するとの新たな方針(以下「平成25年公表方針」という。)を採用することを決定し、この方針を公表していた。すなわち、本件において、東京電力が本件データを取得しながら公表しなかったことは、東京電力にとって、自らを律するルールであり、かつ社会との間で自ら行った約束でもある平成25年公表方針に反する事態であったのであり、この点こそが、本件における本質的な問題であると考えられる。

以下においては、まず、本件データが取得されたにもかかわらず公表されなかった点に関する経緯を振り返り、その上で、東京電力がかかる平成25年公表方針に反する事態を引き起こすに至った原因を分析考察する。

2 本問題の経緯及び事実関係

(1) 敷地境界実効線量に関する目標設定と排水路排水の管理対象化

福島第一における排水路排水に関しては、平成26年1月の原子力規制委員会特定原子力施設監視・評価検討会(同検討会に設けられた汚染水対策検討ワーキンググループを含め、以下「監視評価検討会」という。)において、東京電力に対し、敷地境界実効線量を1mSv/年未満とするとの原子力規制委員会が示していた目標を遅くとも平成28年3月までに達成すること、それまでの間、排水路排水についても新たに放射線管理の対象に加えた上で、同排水を含むタンク内汚染水以外に起因する敷地境界実効線量(以下「タンク外起因線量」という。)を1mSv/年未満とすること、との要望が示された。

これを受け、東京電力は、原子力・立地本部副本部長(役職はいずれも当時。以下同じ。)、同本部福島第一対策担当らが出席した平成26年2月の監視評価検討会において、K排水路を含む排水路排水についての測定データを報告し(その内容は原子力規制委員会ウェブサイトで公開され、後に自社ウェブサイトでも公表された。)、タンク外起因線量については平成27年3月までに1mSv/年未満としたいとの目標を示した。その上で、東京電力は、平成26年3月26日付で、この目標達成に向けた具体策として、①排水路排水について原則週1回のサンプリング測定を行って3か月平均濃度の算出方法を確立し、確立後はこれに従い算出評価を行う、②排水路の清掃等により放射線量の低減を目指す、等の内容を盛り込んだ「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係

る実施計画」の変更認可申請の一部補正を行い、その内容を自社ウェブ サイトで公表するとともに、同月31日の監視評価検討会においても報 告した。

(2) 定期的サンプリング測定の開始と測定データの取扱い

上記放射線量低減に向けた具体策については、平成26年4月1日の 廃炉CPの設置に伴い、廃炉CP内のプロジェクト計画部が方針・計画 の策定を、福島第一がその実行を担うこととなった。

これを受け、平成26年4月以降、福島第一においては、プロジェクト計画部の要請に基づき、排水路の清掃等の対策が開始されるとともに、排水路排水の定期的なサンプリング測定により本件データの取得が開始された。しかし、本件データは、プロジェクト計画部及び福島第一の放射線測定担当セクションの実務担当者レベルでは共有され、また、廃炉CP幹部管理職の中にもその内容を断片的に聞き及んでいた者がいたものの、それらの者が本件データの公表の要否を組織的に検討することはなかった。また、それ以外の廃炉CP幹部管理職も、他の緊急度の高い事案への対応に意識を向けていたこともあって、排水路について定期的なサンプリング測定を行っていること自体が記憶から脱落していたため、本件データの内容を実務担当者に確認することも、その公表の必要性を認識させるためのアクションを取ることもなかった。

また、福島第一に配置されたリスクコミュニケーター(以下「RC」という。)は、放射線測定担当セクションにおける測定データを網羅的に把握する体制を有しておらず、本件データの存在を認識していなかった。ソーシャル・コミュニケーション室(以下「SC室」という。)も、排水路について定期的なサンプリング測定を行っていること自体を認識しておらず、本件データの内容を確認することも、その公表の必要性を認識させるためのアクションを取ることもなかった。

(3) 測定データの廃炉 CP内での共有後の状況

平成26年11月下旬、収集済みの本件データについて取りまとめが行われ、排水路の清掃等の従前の対策によっても排水の放射能濃度がほとんど低減しておらず、3か月平均でも告示濃度比3.1~5.6倍に達する高値を示していること等が明らかとなった。この情報は、同月25日の廃炉CP運営会議に報告され、遅くとも同会議において廃炉CP幹部管理職にも共有された。

しかし、廃炉CP幹部管理職は、タンク外起因線量を平成27年3月 末までに1mSv/年未満とするとの上記目標を達成すべく、速やかに 未知の汚染源を特定し、従前の対策に代わる新たな対策を検討実施する ことに意識を注力するのみで、この時点においても、本件データの公表 の要否を検討することはなかった。

また、福島第一配置のRCは、平素から廃炉CP運営会議に出席していなかったこともあり、上記廃炉CP運営会議の頃以降も、本件データの存在及び内容を断片的に認識していたにとどまり、本件データの公表の必要性について着想することも、本件データの存在及び内容をSC室に共有することもなかった。

なお、この頃、社内においては、地元漁協との交渉への影響について 懸念を有していた幹部が存在したが、この者の有していた懸念とは、仮 にタンク外起因線量を平成27年3月までに1mSv/年未満とすると の上記目標が達成できない場合を前提としたものであり、かかる懸念を 有していた者自身、本件データの公表の要否については意識すらしてい なかった。また、そもそもこの幹部は、本件データの公表に関する決定 に関与し得る権限を職制上有していたとは認められず、単に自らの所掌 業務との関係で上記懸念を有していたに過ぎなかった。したがって、上 記の者の存在を前提としても、東京電力社内において、本件データの公 表と地元漁協との交渉への影響とを関連付け、その結果として本件デー タの公表を見送るとの判断が行われたものとは認めがたい。

(4) 小括

その後、本件データは、平成27年2月に入り、2号機建屋屋上に高線量の汚染源が存在する可能性が判明したことを契機として公表されることとなったが、結局、この時点まで、本件データの存在及び内容を認識したいずれの役職員においても、本件データの公表の要否について有意な検討を行うことはなかった。

3 原因についての分析考察

(1) はじめに

上記2において検討したとおり、東京電力は、平成26年4月にK排水路排水に関する定例的なサンプリング測定を開始し、本件データの存在及び内容を認識しながら、その公表の要否について有意な検討を行わず、その結果、平成27年2月に至るまで本件データを公表しないという、平成25年公表方針に反する事態を招来した。

このような事態に至る背景として当分科会が着目したのは、本件データの存在及び内容を認識していた関係役職員が、個人ないし時期によって有無濃淡は異なるものの、幹部管理職から現場担当者レベルに至るま

で、本件データの意義、位置付け等に関し、概ね以下のような認識を有していたと認められることである。

- ① 排水路排水は、本来は放射線管理の対象外であったものが、規制 当局の意向を受けて新たに管理対象に含まれることとなったに過ぎ ない。
- ② 排水路排水は雨水由来であり、フォールアウト等による一定の汚染は当然に予想されることである。
- ③ 本件データの濃度の値は、それ自体としても、タンクやトレンチ 内の高濃度汚染水等と比較しても、さほど高い値ではなく、重要度 は相対的に低い。
- ④ 本件データは、連続する排水の一部を瞬間的に取り出して測定した結果に過ぎず、瞬間的に高い値を示したとしても、それが科学的に有意なものであるとは必ずしも言えない。
- ⑤ 本件データの測定は、規制当局の要請に基づき、3か月平均濃度の算出方法の確立や排水路の清掃等の対策の効果確認を主な目的に行われたものであって、タンク外起因線量を平成27年3月末までに1mSv/年未満とするとの目標の達成のための一つのプロセスに過ぎず、東京電力による新たな事故やトラブルを契機に行われる測定や、定例的な環境モニタリングを目的として行われる測定とは性質が異なる。
- ⑥ 排水路排水の測定データは、上記の3月31日の監視評価検討会 までに、自ら又は規制当局経由で既に一部を公表済みである。

これら関係役職員の有していた認識は、平成25年公表方針に反し、かつ社会目線とも一致しないものである。そして、平成25年公表方針の存在にもかかわらず、関係役職員がこれらの認識を払拭できていなかった原因は、以下のとおり、大別して、①平成25年公表方針が適切に実行に移されなかった組織上の問題点と、②社会目線に立った情報公開という精神が社内に浸透していなかった点の2点に収斂されるものと考えられる。

(2) 平成25年公表方針が適切に実行されなかった組織上の問題点

ア 平成25年公表方針の立案、公表に至る経緯

平成25年6月19日、東京電力は、福島第一1、2号機タービン 建屋地下水から高濃度のトリチウムを検出したことを発表した。この 発表を受け、メディア等からは港湾内への流出の可能性が指摘された ものの、東京電力は、客観的には流出の可能性が高い状況であったに もかかわらず、明確なデータの収集評価が完了した段階で公表を行う との姿勢に固執し、同年7月22日の記者会見において初めて港湾内 流出の可能性を認めるに至った。そのため、東京電力は、社外への情報公開の姿勢等について、社外から強い批判を受けることとなった。

かかる事態を受け、東京電力は、社会からの信頼を回復すべく、従前の福島第一における情報公開に関する姿勢を抜本的に見直し、同年7月26日付プレスリリースにおいて、以下の対策(以下「平成25年再発防止策」という。)を講じることを公表し、その実行を社会に対して約束していた。

- (1) 会見時や関係者への説明時のリスクコミュニケーションを強化する。対策を立案できていないことで、ご不安やご懸念を惹起する恐れがある場合でも、事実やリスクの公表を優先する。とりわけ放射性物質や汚染水に関するリスクや影響については率直に言及していく。(略)
- (2) 放射性物質の濃度や放射線の線量率等を測定する場合には、その計画段階から公表するとともに、測定結果については速やかに公表することを徹底する。
- (3) 放射性物質の濃度や放射線の線量率等の測定の計画策定段階で、予めアクションレベルを定めるとともに、放射線・放射能の測定に関する管理責任者を福島第一原子力発電所および本店に設置する。(略)

しかし、このうち、平成25年公表方針である(2)や、その背景にある情報公開に関する精神が、その後、東京電力社内において共通認識とされることはなく、本問題に関与した役職員においても、本件データを公表しないことが平成25年公表方針ないしその背景にある情報公開に関する精神に反するとの着想を有していた者の存在は認められなかった。

イ 組織として立案、公表した計画を組織内に浸透させる努力の不足

平成25年公表方針は、従前の東京電力の福島第一における情報公開に関する姿勢を抜本的に転換するものであり、その内容を踏まえれば、実行に際し、特に現場レベルにおいて相当の準備と負担を要することとなることが明らかであった。したがって、データの測定及び公表に関係する原子力・立地本部及び廃炉CP並びにSC室の関係する幹部管理職(以下単に「関係幹部管理職」という。)においては、自らの組織内において、平成25年公表方針それ自体やその背景にある

情報公開に関する新たな姿勢を現場レベルにまで深く浸透させ、平成25年公表方針の実行に向けて組織を挙げて取り組むことができるよう環境を整備する必要があった。しかも、平成25年公表方針の策定に当たっては、早急に対策等をとりまとめることが求められていた当時の状況の下で、関係管理職を含む原子力改革特別タスクフォース事務局、SC室及び広報部の一部のメンバーを中心に、短時間のうちに検討、起案作業が行われ、必ずしも福島第一等の現場レベルからは十分な意見聴取などができていなかったのであるから、関係幹部管理職としては、特に現場レベルとの対話、説明等を粘り強く行う等して、平成25年公表方針の実行に向けた当事者意識を現場レベルに至るまでの組織全体に植え付け、その円滑な実行に向けた環境を整備すべく熱意を持って取り組む必要があった。

しかしながら、関係幹部管理職は、平成25年公表方針について、その立案に関与した者も含め、同方針が対外的に公表済みの社会との約束であり、東京電力として全組織を挙げてその実行に当たらなければならないとの自覚が乏しく、そのため、平成25年公表方針の内容やその背景にある情報公開に関する新たな姿勢を現場レベルまで周知徹底し浸透させるための積極的な努力を払うことがなかった。そのため、原子力に関する業務を担当する職員の中においてさえ、平成25年公表方針の内容をそもそも認識していない者や、認識してもその後記憶に留めることのなかった者が相当数存在していたことがうかがわれる状態となっていた。

ウ 計画実行に関する責任の所在の不明確性

このような状況の下、平成25年公表方針は、データの測定及び公表に関係する原子力・立地本部(後の廃炉CP)及びSC室の各部署内部でその実行に関する責任の所在や実行に向けた具体的な工程、作業分担等が組織的に検討されることもないまま放置されることとなった。

まず、原子力・立地本部は、平成25年再発防止策の公表後、ただちに平成25年再発防止策(3)に定められた管理責任者を指名し、データ測定の計画、結果等を管理責任者に集約させることとしたものの、平成25年公表方針に関しては、管理責任者の権限、役割等を特に明確化することはなく、その後も、測定計画及び結果の公表に関する責任の所在や具体的な公表の方法等について、組織的かつ網羅的な検討を行わなかった。例えば、福島第一においては、データ測定のうち「ルーチン」と呼ばれる環境モニタリングやトラブル対応等の目的で

定例的に測定するものと仕分けされた項目に関しては、放射線測定担当セクションがその測定計画及び結果の公表を行うものとされたものの、他の測定項目について、測定計画及び結果の公表に関する具体的な業務フロー等が網羅的に明確化されることはなかった。

他方、SC室は、平成25年再発防止策の策定当時、従前は発電所長等の裁量により行われていた規制当局等への通報及び情報公表に関するルールである「通報基準・公表方法」(以下「通報基準」という。)の策定作業を進めていたが、通報基準はあくまでも事故・トラブル時の事象を主な対象とするものと整理しており、平成25年公表方針に関する具体的なルールを通報基準に盛り込むことはなく、その後も、かかるルールの策定に当たることはなかった。また、福島第一配置のRCも、放射線測定担当セクションによる上記「ルーチン」に関する測定計画及び結果の公表状況については確認していたものの、他の測定項目については、放射線測定担当セクションにおける測定データを同RCが網羅的に把握する体制を整える等の取組に着手することもなかった。

こうした事態に至ったのは、関係幹部管理職を含め、福島第一、ひいては原子力に関する業務を担当する役職員全体が、H4エリア汚染水タンクからの水漏れ事故等、次々に発生する重大事象への対応に忙殺されていたことも一因ではあるものの、それにも増して、平成25年公表方針の実行に向けた取組を主導すべき関係幹部管理職において、同方針が上記のとおり社会に対する重要な約束であり、社会の信頼を回復するために重要な施策であるとの意識が不足していたことによる面が非常に大きいものと考えられる。

エ 当事者意識の欠落による相互チェック、フォロー等の不十分性

さらに、関係幹部管理職は、平成25年公表方針の実行に向けて自身及び自身の部署が東京電力の全体の中でいかなる役割と責任を果たす必要があるかについての意識がいずれも不明確であり、同方針の実行責任及び相互チェックの責任の所在及び分担については、関係幹部管理職間においてさえも明確な共通認識が形成されていない状態であった。

そのため、関係各部署相互間においても、関係各部署内部においても、「データの取扱いは原子力部門が行う」、「公表については広報部ないしSC室に相談すれば良い」、あるいは「データの取扱いは専門家であるデータ測定の実務担当者が適切に判断する」、「データの公表は現場の状況を把握しているRCが適切に判断する」といった当

事者意識を欠く認識が広がり、その結果、平成25年公表方針が何ら 具体的かつ適確に実行に移されていないことについて、社内において 有意な相互チェック、フォロー等が行われることもないまま放置され る結果となった。

オ 背景にうかがわれる東京電力の組織風土の問題

計画を立案し、それを実行し、その経過及び結果を検証して問題点を把握し、その改善に向けた新たな計画を立案、実行する、というサイクルを継続させること(いわゆるPDCAサイクル)は、改めて述べるまでもなく、組織として事業活動を展開する上で最も基本的な手法の一つである。それにもかかわらず、上記のとおり、東京電力は、本問題において、平成25年公表方針を立案しながらこれを適確かつ具体的に実行に移すことができなかった。この背景として指摘する必要があるのは、東京電力社内において、責任の所在を明らかにして計画の実行に取り組むことを避けようとする組織風土の存在がうかがわれる点である。

平成23年の発災以来、東京電力は、福島第一における事故の収束 及び廃炉に向けた作業とそれに伴う様々な事故・トラブルへの対応等 に追われ、社会から厳しい批判を受ける状態が続いている。そのよう な状況下で、東京電力においては、事故・トラブルに際し、迅速に対 応策を立案することについて大きな努力が払われる一方、いったん対 応策が立案され、組織としての危機が過ぎ去ったころになると、別の 新たな事故、トラブルが発生してその対応に追われ、当初の対応策の 具体的な実行に向けた取組が徐々に停滞していく、という事態が繰り 返されていることがうかがわれる。こうした事態は、人的物的資源の 慢性的な不足により、限られた役職員が多くの業務を「兼務」し、時 間的にも状況把握の観点からも個人の能力、努力に頼る体制で対応せ ざるを得ず、個々の役職員において、新たな計画の実行という新規業 務を適切に実施できるか不安を抱かざるを得ない実情にあることがそ の一因となっている面は否定し難いものの、それだけに、経営層及び 幹部管理職においては、業務の確実な実施に向けた環境を整備し、そ の実施状況等をチェック、フォローする等の役割を果たすことがより 一層求められる状況にある。

しかし、東京電力においては、ともすれば、経営層及び幹部管理職を中心として、頻発する事故、トラブル等に際し、社会からの厳しい批判が継続する中で組織としての危機を可能な限り速やかに収束させるべく、利害関係者、規制当局、マスコミ等の外部に対して対応策を

迅速に立案し、公表することが優先され、その後の対応策の実行がややもすると二の次になる、あるいは、対応策の実行に当たり新たな事故・トラブル等が生じ、それにより社会から更なる批判を受けることとなるのではないかとの懸念から、関係者がその責任の所在を明らかにする努力を避けようとする、といった傾向ないし行動様式が社内に醸成され、それが組織風土となりつつあることがうかがわれる。かかる組織風土の存在は、本問題において、その発生に至る重要な背景となったのみならず、仮に今後もこれを座視すれば、東京電力が社会からの信頼を回復する上で大きな障害となることが懸念される。

(3) 情報公開に関する精神の問題

平成25年公表方針は、既に繰り返し述べているとおり、直接的には、測定計画及び測定データの全数公開をその内容とするものである。しかし、この平成25年公表方針が策定された背景には、東京電力として、トリチウム流出問題に対する反省に基づき、社会に対する透明性の向上が信頼回復の鍵であることを改めて確認した上で、それまでの事故・トラブル等の発生を前提とする情報公開に関する考え方を抜本的に見直し、社会目線、すなわち、被災者、被災地域住民、漁業関係者その他の利害関係者、さらには広く社会一般の目線に立ち、社会が知りたいと考える情報をあまねく公開するという精神を情報公開に関する基本精神とするという重大な決意が存在していた。

この社会目線に立った情報公開という精神が仮に社内に十分に浸透していたならば、平成25年公表方針それ自体の実行に向けた具体的な取組が行われていなかったとしても、本件データの存在及び内容を認識した関係役職員においては、本件データが特に漁業関係者においては重大な関心を寄せている事項であり、社会一般の目線からも強く知りたいと考える情報、すなわち公開を要する情報であることに思いを致し、その公開に向けた行動を起こすことは何ら難しいことではなかったはずである。にもかかわらず、本件データの存在及び内容を認識した関係役職員は、現場担当者レベルはおろか幹部管理職においてさえも、上記3(1)のとおり、その意義、位置付け等に関する社会目線とは一致しない認識から、公表の要否について有意な検討を行うに至らなかったのであって、このことからすれば、平成25年公表方針の背景にある社会目線に立った情報公開という精神は、社内に十分に浸透していなかったものと言わざるを得ない。

社会目線に立った情報公開という精神については、SC室が、その発 足以降、研修等や社内各所に配置されたRCを通じ、これを社内に浸透 させるための取組を継続して行っている。しかし、放射性物質や放射線量、ひいてはデータの科学的な意味等に関する社会目線とのギャップや、法令や規制当局の指示等を遵守しさえすれば良いとのルールに対する誤解等、社内に存在する社会目線とは一致しない認識を解消するまでには至っておらず、かえって、データの公開についてはSC室やRCに聞けば良い、任せれば良いといった、自ら社会目線に立って判断を行うことなくSC室やRCに判断を丸投げする意識が一部で広がるなど、原子力部門とSC室との間に役割等の認識のギャップがあったことがうかがわれる。

平成23年の発災から4年余りが経過し、福島第一においても、事故への緊急対応から汚染水対策へ、そして今後の長期にわたる廃炉に向けた取組へとその主要な課題が徐々にシフトしており、それに伴い、被災者、被災地域住民、漁業関係者その他の利害関係者、そして広く社会一般における関心事項にも変化が生じているものと思われる。こうした不断に変化する社会からの関心事項を的確に把握し、これに応えて情報公開に努めることこそが、社会目線に立った情報公開の精神の本質であり、東京電力が社会に対し安心を提供し、社会からの信頼を回復するための重要な前提の一つであることを、改めて再確認する必要がある。

第3 東京電力の本問題への対応についての評価等

本問題を受け、取締役会は、平成27年3月25日、福島第一における 放射線データの全公開を指示し、同月30日に「情報公開に関する新たな 仕組みと組織のあり方」を策定、公表した。その骨子は、①福島第一が測 定する全放射線データを公開する、②データはウェブサイト等で広く公開 し、社会的関心の高いものは会見等で解説する、③データ公開のルールと 運用実績等は定期的に社外から監視・評価を受ける、というものである。

これを踏まえ、廃炉CPは、社内各レベルの会議、説明会において全公開方針等を説明し、意見を聴取するなどした上で、CP運営会議の了承の下、平成27年4月22日に「放射線データ全数公開の実現に向けた取り組み」を、同月30日にはその具体的実施方法を策定、公表し、同日以降、実際に放射線データの公表を開始した。同日から6月25日までの間に公開されたデータは合計約6,300件であり、これに加え、社会的関心の高いと思われるデータ等については、2回にわたり、ウェブサイト等において説明を行っている。一方、社外に対しては、廃炉・汚染水対策福島評議会、廃炉・汚染水対策現地調整会議、廃炉安全確保県民会議、福島県漁連をはじめさまざまな団体等への説明や意見聴取を意欲的に実施している。

廃炉、汚染水への問題など多くの課題、業務を抱えている中で、現在、 これらの取り組みは着実に実行されており、東京電力における放射線データの公表は的確に実施されているものと評価される。

また、東京電力は、これらの取組状況を社外の各種会議体に逐次報告しており、当委員会は定期的にその結果について報告を受ける。なお、当委員会は、公開されるデータに関して、必要な場合には「評価チーム」を指名し、所見を発表することとしている。

第4 まとめ

当分科会がヒアリングを行った役職員は、いずれも直面する課題に真摯に取り組んでいることがうかがわれた。しかし、東京電力においては、この個々の役職員の取り組み、努力が有機的に結びついておらず、組織として十分に機能していないようにうかがえる。もとより、かねてから指摘されている縦割り意識による情報共有の不足、認識の不一致など多くの課題があるが、東京電力は、本問題を契機として、これら一般的な組織の属性、傾向に加え、本報告において取り上げたことがら、特に、実行に移すプロセスの確立、実行の責任者の明確性、実施後のフォロー、社会に約束したことの大切さ、情報公開に当たっての社会目線の一層の浸透などの諸問題について真摯に振り返り、一層の改善を実行することが必要である。

上記第3のとおり、東京電力においては、これら問題のうち多くの問題についてすでに対応に着手、実行しているが、今後これらを着実に実行することはもとより、その他の問題に対しても、一層の改善に取り組まれることを期待する。また、本報告がこれからの東京電力の情報開示の更なる改善の一助となれば幸いであると考えている。

以 上